



第44回衆議院議員総選挙を ふりかえって

大阪府総務部市町村課 太田 祐子

はじめに

第44回衆議院議員総選挙は、8月8日の衆議院本会議での解散を受け、8月30日公示、9月11日を選挙期日とする日程で執行された。

今回の選挙は、郵政民営化関連法案が参議院本会議で否決されたことを受けて衆議院が解散されるという、過去に例のない形により行われることとなった。予期せぬ選挙であったため、投票率が心配されたが、早くから世論の高まりを見せていたこともあり、大阪府における投票率は前回と比較して、小選挙区・比例代表とも大きく伸びる結果となった。(小選挙区：前回54.92%→今回65.37%、比例代表：前回54.89%→今回65.32%)

今回の選挙は、解散の日から選挙期日までの日数が21日間と、前回よりも4日間長かったとはいうものの、突然の解散であったために、各市区町村選管におかれては、ポスター掲示場の設置をはじめ、投票所・開票所の準備及び事務従事者の確保や投票所入場整理券の発送など、大変なご努力をいただいたことと思われる。

さらに、第6区から第19区までの選挙区の選挙長市にあっては、これら選挙業務に加え、立候補届出の受理、証明物品の交付、選挙会など選挙長の事務を前回総選挙同様お引き受けいただき、一層のご苦勞をいただいたところである。

また、投票日当日は、深夜まで投・開票事務にご協力いただき、深く感謝する次第である。

本稿では、このような状況のもと執行された今回の選挙について、管理執行の面からふりかえることとする。

選挙人名簿

選挙人名簿の登録事務は、選挙の執行にあたっての基本的事項である。今回の総選挙においては、公示日(8月30日)の1日前にあたる8月29日が選挙時登録の基準日及び登録日に定められた。なお、9月が選挙人名簿の定時登録月にあたるため、選挙時登録の直後に定時登録を続けて行わなければならないが、また、議会の議員選挙も同時に行った複数の市では、定時登録後直ちに再度選挙時登録を行う必要があり、非常に短い間に業務が集中する事態が生じることとなった。

さらに、期日前投票制度が導入されたことにより、転入届の届出の日によって、旧の名簿登録地で投票するのか、新しい名簿登録地で投票するのか取り扱いが変わるなど、これまでの選挙にも増して業務が輻輳し、各市区町村選管におかれては大変なご苦勞をいただいた。

なお、今回の総選挙における大阪府の選挙人名簿登録者数は、7,052,631人(男3,405,088人 女3,647,543人)であった。

ポスター掲示場

ポスター掲示場設置数は、平成17年3月2日現在の定時登録における選挙人名簿登録者数及び各投票区の面積により算出した。その結果、前回より21箇所増え、総数は12,847箇所となった。

ポスター掲示場については、各市区町村選管が設置することとなっているが、その設置場所の確保には毎回ご苦勞いただいているところである。

段及び区画数については府選管が各選挙区ごとに

選挙区	第1区	第2区	第3区	第4区	第5区	第6区	第7区	第8区	第9区	第10区
設置数	594	436	475	555	529	692	619	491	988	550
区画の数	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8

選挙区	第11区	第12区	第13区	第14区	第15区	第16区	第17区	第18区	第19区	計
設置数	712	679	683	866	1,166	438	441	1,006	927	12,847
区画の数	8	8	8	8	8	8	8	8	8	

決定するが、その決定が遅れると市区町村選管が設置する期間が短期間になるため、可能な限り早期に決定しなければならない。

決定にあたっては、後で増枠を必要としないよう、また枠の無駄が生じることのないよう、適正数を慎重に決定しなければならないものである。

今回の選挙については、急な解散のため、立候補予定者の把握に苦慮したが、新聞報道や各政党のホームページなどの情報をもとに、8月8日の委員会で各選挙区の区画数を決定し、同日に通知した。

なお、各選挙区のポスター掲示場の設置数及び区画数は上表のとおりである。

からくじを行い決定した。

選挙公報については、小選挙区選出議員選挙にあつては、8月31日に校正を行い、9月1日から9月2日の間に印刷の上、市区町村選管へ送付した。また、比例代表選出議員選挙及び国民審査にあつては、9月2日に校正を行い、9月3日から9月5日の間に印刷の上、市区町村選管へ送付した。

各市区町村選管における各世帯への配付方法は、宅配業者による配布が55団体、新聞折り込みによる配布が3団体、自治会等による配布が3団体、職員等による配布が1団体、その他の方法による配布が5団体であった。

選挙公報

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報は、申請期限である8月30日午後5時までに立候補者60名全ての者から掲載の申請があった。掲載申請にあたっては、申請期限に遅れたために、選挙公報に掲載されないといった事態が生じないよう、候補者に対し、立候補予定者説明会や立候補届出書の事前審査時に十分説明するよう心掛けた。その結果、全ての候補者の選挙公報を申請期日前に審査することができた。

なお、衆議院比例代表選出議員選挙の選挙公報及び最高裁判所裁判官国民審査の審査公報の原稿については、9月2日に総務省講堂において引き渡された。

選挙公報の掲載順序は、小選挙区選出議員選挙においては、8月30日の午後5時30分から、比例代表選出議員選挙においては、9月2日の午前10時30分

政見放送

今回の選挙における小選挙区の政見放送の担当放送局及び放送回数は、下表のとおりである。

放送事業者名	届出候補者数による政見放送の回数					
	1・2人	3～5人	6～8人	9～11人	12人以上	
日本放送協会	テレビ	1回	2回	4回	6回	8回
	ラジオ	1回	1回	2回	3回	4回
関西テレビ放送株式会社	テレビ	1回	1回	2回	3回	4回
テレビ大阪株式会社	テレビ	1回	1回	2回	3回	4回
朝日放送株式会社	ラジオ	—	1回	2回	3回	4回

民放の実施担当放送局は、「政見放送及び経歴放送実施規程」により各都道府県選管が選挙ごとに告示することとされており、大阪府においては、従来どおりの輪番により担当放送局を定め、8月16日に告示した。

政見放送の実施にあたっては、候補者数の把握や放送時間等の決定その他具体的な取扱いについて、

府選管と各放送局が緊密に連携をとりながら事務を進めていく必要がある。そのため、8月4日に担当放送局の事務担当者との打合せ会議を開催し、その席で、政見放送関連日程の説明、視聴率の高い放送時間帯の確保、他の放送局との時間帯の調整、立候補予定者説明会への出席及び配布資料の作成の依頼等を行った。

事前申込みの受付については、公示日の6日前から前日までの間、各担当放送局において行った。日本放送協会では土曜日の午前中も受付をするなど、候補者届出政党への便宜を図った。

政見放送の申込みは、5つの候補者届出政党からなされたが、全てビデオテープの持込み方式であった。

なお、テレビジョン放送に関しては全ての政党が事前申込みであったが、ラジオ放送では公示日の申込みが1政党あった。

立候補届の受付終了後、各放送局に政見放送通知書を送付し、直ちに各放送局から放送日時のお知らせをいただいた上で、午後7時から委員会を開催し、放送日時を決定した。その後、午後7時30分から政見放送の順序を決めるくじを行い、その結果を全候補者届出政党と各担当放送局にファックスで通知するとともに、午後10時には各報道機関に公表した。

期日前投票・不在者投票

平成15年12月1日に期日前投票制度が導入されたが、総選挙においては、今回が期日前投票制度導入後初めての選挙であった。

期日前投票制度の導入に併せて、不在者投票期間は、公示日の翌日から選挙期日の前日までと従来より一日減ったが、今回の小選挙区選挙において期日前投票及び不在者投票を行った選挙人の数は575,196人にのぼり、前回の不在者投票者数を168,737人上回る結果となった。

在外投票・洋上投票

在外投票は制度導入後、今回の選挙で5回目の実

施となり、当該制度自体は大分定着してきたと思われる。特に今回の比例代表選挙における投票率は34.44%に達し、前回の比例代表選挙から倍以上の伸びを示した。

なお、本年9月14日、海外に住む日本人の選挙権を国政選挙の比例代表選挙だけに制限しているのは、法の下での平等を定めた憲法に違反するなどとして、海外在住者が違法確認や損害賠償を求めて提訴していた訴訟の上告審で、最高裁大法廷は、請求を退けた1、2審判決を破棄し、選挙権行使を制限した公選法の規定を違憲とする判決を下している。

これを受けて、次の国政選挙までに、衆議院小選挙区選出議員選挙及び参議院選挙区選出議員選挙についても在外投票が拡充される可能性が高くなった。今後、国において、所要の整備が進められることとなるが、各都道府県選管としても、制度の習熟及び有権者に対する周知啓発をいかに行っていくかが大きな課題となっている。

一方、洋上投票については、指定選管である大阪市港区を通しての投票用紙等の交付請求はなく、より一層の本制度の定着が望まれるところである。

投票

投票は、9月11日午前7時より府内1774ヶ所の投票所で一齐に開始された。当日は、朝から曇りであったが、午前中の投票率は前回よりも4.86ポイント上回る出だしとなった。

また、午後からの投票率も前回は上回り、最終的には65.37%と前回選挙の54.92%を10.45ポイント上回る結果となったものの、全国平均投票率67.51%と比較すると、2.14ポイント下回っており、全国の都道府県の中では下から8番目の投票率であった。

なお、今回の選挙では、投票日当日、ある投票所において、6人の選挙人に対し、「小選挙区選挙」と「比例代表選挙」の投票用紙を誤って逆に交付したという管理執行上のミスが発生した。また、このことについて投票管理者は選管へ報告を行わず、後日、選管に匿名の電話があり、事実が明らかとなっ

た。

このことが起こった原因は、担当者が2台の投票用紙の自動交付機に小選挙区選挙と比例代表選挙の用紙を逆にセットしたという非常に単純なミスによるものであり、昨年の参議院議員通常選挙でも同様の事案が発生している。

ちょっとした不注意が選挙人の貴重な意思表示を無効にするということを十分認識し、管理執行上のミスの発生防止に万全を期すようお願いする。

併せて、投票管理者をはじめ、選挙事務従事者との連携も密に行っていただくようお願いする。

開票

開票は、即日開票により午後9時から9時30分の間に府内70ヶ所の開票所で開始された。

また、開票速報については小選挙区選出議員選挙は、午後10時を初回とし、以降開票終了まで30分毎に、比例代表選出議員選挙については、午後10時45分を初回とし、以降1時間毎に発表を行った。

全ての団体の開票が確定した時刻は、小選挙区選挙が9月12日午前3時44分、比例代表選挙が同日午前4時14分、国民審査は同日午前4時40分であった。

これら投開票の状況については、府選管のホームページで逐次公表した。

なお、開票に関して、期日前投票所の投票箱の開票所への送致誤りという事案が発生した。

この事案は、開票所を複数設置した場合にのみ起こりうる内容ではあるが、各市区町村選管におかれましては、開票所の設置箇所数にかかわらず、投票箱の管理及び送致に細心の注意を払っていただくようお願いする。

速報

投票の最終速報について、これまでは「当日有権者数」及び「投票者数」の総合計のみを各市町村から送信するシステムであったが、以前から、「在外投票者数」や「不在者投票者数」に関するミスが相次いでいたため、これらの投票者数の内訳を入力で

きるようシステムを改修した。その結果、今回の選挙では「在外投票者数」等に関するミスは皆減となった。

また、報道機関への提供様式について、昨年の参議院議員通常選挙で府独自の様式から総務省の様式（参院選のみExcelとCSVの2種類存在する）に変更したことに伴い、衆議院議員総選挙においても、これまでの府の独自様式に加え、総務省様式に準じた様式（Excelのみ）を提供することとした。

おわりに

今回の選挙は、過去に例のない形で衆議院が解散されたことに伴う選挙であり、いつにも増して非常に慌ただしい日程で執り行われた。また、期日前投票や在外投票、郵便等投票などの制度が新設又は改正された後、最初の衆議院議員総選挙であり、一ヶ月余りの短期間に多量の事務処理を行っていただいた市区町村の方々のご苦労とご負担はひとかたならぬものであったと推察される。

このような中、管理執行上のミスがいくつか発生し、次回への課題が残ったことは残念ではあるが、大過なく選挙を執行できたのは、ひとえに市区町村選管の委員をはじめ、投・開票事務に従事いただいた皆様のご尽力の賜物であり、心より感謝申し上げます。

なお、投票率については、前回は10ポイント以上上回ったものの、全国平均を下回ったことは非常に残念なことであった。

こうした状況を真摯に受け止め、選挙の適正・迅速な管理執行の実施により一層努力するとともに、今後とも明るい選挙推進協議会と連携しながら、啓発活動の一層の推進と、様々な機会を通して府民に対する投票参加を呼びかけていきたい。